

九州選管告示第37号

2026年4月2日

九州選挙区選挙管理会 印



来る4月20日施行の教区会議員選挙は、教区会議員選挙条例第19条及び宗議会議員選挙条例第69条第1項により投票を行わないこととなったので、同条第2項により告示する。

以上